

法42条に係る審査基準の改正 新旧対照表

改正後の審査基準	従来の審査基準
<p>第5章 開発完了地における予定建築物以外の建築物等の許可</p> <p>[審査基準 1]</p> <p>開発許可制度運用指針</p> <p>I-13 法第42条関係</p> <p>本条第1項ただし書の許可又は第2項の協議は、次のいずれかに該当する場合を基準として行うことが望ましい。</p> <p>① 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物又は法第34条の2第1項の規定により建築される建築物である場合</p> <p>② 当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合</p> <p>③ 許可申請に係る建築物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第48条（用途地域）の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合</p> <p>なお、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人空港周辺整備機構については、本条第2項の国とみなされて、都道府県知事との協議が成立することをもって、本条第1項の許可があったものとみなされる。</p> <p>[審査基準 2]</p> <p>本条第1項ただし書の許可又は第2項の協議は、許可申請に係る建築物等が〔審査基準1〕に該当する場合には、当該建築物等の建築等を許可又は協議を成立し得ることとしたものである。</p> <p>さらに、法第34条第14号に該当し、開発審査会の議を経たものについても、〔審査基準1〕の③に準じることとする。</p> <p>なお、許可申請に係る建築物等が法第34条第1号から第12号まで及び同条第14号に該当する場合は、法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準に照らして支障ないことをも要するので留意すること。</p> <p><留意事項></p> <p>開発審査会への附議が必要である場合を除き、原則として事前協議書の提出を必要とせず、直接、許可申請書を提出するものとする。</p> <p>この場合、許可申請書に開発（建築）行為事前協議書の添付図書のうち、ア 理由書（説明書）、オ 現況写真、キ 敷地断面図（計画）、ス 別表に定める図書、セ その他必要と認める図書を添付し、法第34条に規定する立地に関する審査を受けること。</p> <p>※事前協議書の提出を制限するものではなく、各審査基準に適合するか否か判断しがたいものについては、事前協議の対象である。</p>	<p>第5章 開発完了地における予定建築物以外の建築物等の許可</p> <p>[審査基準 1]</p> <p>開発許可制度運用指針</p> <p>I-13 法第42条関係</p> <p>本条第1項ただし書の許可又は第2項の協議は、次のいずれかに該当する場合を基準として行うことが望ましい。</p> <p>① 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物又は法第34条の2第1項の規定により建築される建築物である場合</p> <p>② 当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合</p> <p>③ 許可申請に係る建築物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第48条（用途地域）の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合</p> <p>なお、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人空港周辺整備機構については、本条第2項の国とみなされて、都道府県知事との協議が成立することをもって、本条第1項の許可があったものとみなされる。</p> <p>[審査基準 2]</p> <p>本条第1項ただし書の許可又は第2項の協議は、許可申請に係る建築物等が〔審査基準1〕に該当する場合には、当該建築物等の建築等を許可又は協議を成立し得ることとしたものである。</p> <p>さらに、法第34条第14号に該当し、開発審査会の議を経たものについても、〔審査基準1〕の③に準じることとする。</p> <p>なお、許可申請に係る建築物等が法第34条第1号から第12号まで及び同条第14号に該当する場合は、法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準に照らして支障ないことをも要するので留意すること。</p>

添付図書

- ア 附近見取図（S 1/2500 以上）
- イ 敷地現況図（平面及び断面）
- ウ 配置図
- エ 建物平面図 建物立面図（S 1/200 以上）
- オ 地籍図
- カ 求積図
- キ 申請に係る土地の登記事項証明書
- ク 水利組合等との協議結果報告書
- ケ 土地所有者との協議結果報告書
- コ その他必要と認める図書

* 法第42条第1項ただし書き許可及び第2項の協議の添付書類は同じ。

【解説 P105～P110 参照】

添付図書

- ア 附近見取図（S 1/2500 以上）
- イ 敷地現況図（平面及び断面）
- ウ 配置図
- エ 建物平面図 建物立面図（S 1/200 以上）
- オ 地籍図
- カ 求積図
- キ 申請に係る土地の登記事項証明書
- ク 水利組合等との協議結果報告書
- ケ 土地所有者との協議結果報告書
- コ その他必要と認める図書

* 法第42条第1項ただし書き許可及び第2項の協議の添付書類は同じ。

【解説 P105～P110 参照】